

四師会による災害時の医療救護活動に関する協定書

平成27年3月

一般社団法人岐阜県医師会
公益社団法人岐阜県歯科医師会
一般社団法人岐阜県薬剤師会
公益社団法人岐阜県看護協会

四師会による災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動が迅速・適切に行えるよう、一般社団法人岐阜県医師会(以下「甲」という。)、公益社団法人岐阜県歯科医師会(以下「乙」という。)、一般社団法人岐阜県薬剤師会(以下「丙」という。)及び公益社団法人岐阜県看護協会(以下「丁」という。)(以下「四師会」という。)は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法(以下「法」という。)及び岐阜県地域防災計画並びに岐阜県地震災害等医療救護計画に基づいて、四師会が行う災害時の医療救護活動の連携協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、大地震や風水害等の災害が発生し、岐阜県又は日本医師会等の関係機関(以下「岐阜県等」という。)から医療救護班の派遣要請があり、甲のみで医療救護班を編成できない場合は、本協定に基づき、四師会で協議のうえ医療救護班を編成し派遣するものとする。

2 前項の規定に基づき派遣する医療救護班(Japan Medical Association Team 岐阜(JMAT岐阜))は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び事務職員その他必要な人材で編成するものとする。

3 岐阜県から医療救護班の派遣要請があった場合において、甲以外の団体に所属する者が医療救護班に含まれる場合は、甲は岐阜県に対し、その旨連絡し、承認を得るものとする。

(医療救護活動)

第3条 甲は、災害発生時、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合には、乙、丙及び丁に対し、医療救護班の要員の派遣を要請するものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合には、直ちに医療救護班の編成に必要な要員を派遣し、救護所等において医療救護活動に従事させるものとする。

3 乙、丙及び丁は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護活動に従事する要員を派遣した場合には、速やかに甲に報告するものとする。この場合において、乙、丙及び丁が派遣した要員は、甲の要請に基づき派遣したものとみなすものとする。

4 岐阜県からの要請により、前条の規定に基づき甲と乙、丙及び丁が派遣した医療救護班については、岐阜県と甲が平成26年2月10日付で締結した「災害時の医療救護に関する協定書」(以下、「県協定」という。)第3条の規定に基づき派遣したものとみなすものとする。なお、緊急やむを得ない事情により、岐阜県からの要請によらず医療救護班を派遣し、事後に岐阜県の承認を得た場合も同様とする。

(災害医療救護計画)

第4条 甲は、前条の規定による医療救護活動を行うため、乙、丙及び丁と協議のうえ、災害医療救護計画を策定するものとする。

2 前項に定める災害医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 四師会と岐阜県等関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品及び医療資機材等の確保
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

(医療救護班の業務)

第5条 四師会が派遣する医療救護班は、岐阜県等から派遣要請があった派遣先の県又は市町村が設置する救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 急性期（超急性期～移行期）医療業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 転送可能な傷病者及び避難所等における軽傷傷病者に対する医療
- (4) 医薬品又は医療及び歯科医療用資機材の確保
- (5) 看護
- (6) 助産
- (7) 死亡の確認

3 慢性期（中長期）医療業務は、次のとおりとする。

- (1) 要援護者、要支援者への医療の提供及び健康管理、健康支援
- (2) 医薬品等の安定供給の確保
- (3) 救護所等における公衆衛生対策、感染症対策、日常診療の支援、精神衛生対策等これらのケア・支援

(医療救護班に対する指揮等)

第6条 四師会が派遣する医療救護班における医療救護活動に関する指揮及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 前項の規定により、甲の指定を受けた者は、乙、丙及び丁が派遣する医療救護班の要員の意見を尊重して指揮及び連絡調整を行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 甲は、救護所等における医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、岐阜県等と連携して必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 四師会が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、当該医療救護班の要員として派遣された者が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 患者が転送された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 四師会は、災害に備えて合同訓練を行うものとする。

(費用弁償等)

第11条 四師会が派遣した医療救護班が医療救護活動に従事した場合において必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に必要な費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

2 岐阜県の要請による医療救護活動に係る前項の費用は、県協定第11条に基づき岐阜県へ求償する。なお、緊急やむを得ない事情により、岐阜県からの要請によらず医療救護班を派遣し、事後に岐阜県の承認を得た場合も同様とする。

(市町村及び四師会との調整)

第12条 甲は、法及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する医療救護活動が円滑に実施されるよう、乙、丙及び丁の協力を得て、市町村に対し必要な調整を行うものとする。

(個別協定の運用)

第13条 四師会が、別に岐阜県との間で締結した協定に基づき、災害時に派遣を求められた場合の対応については、当該協定の定めるところによる。

(細目)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、四師会で別に協議して定める。

(四師会の相互支援)

第15条 乙、丙、丁において第13条に定める個別協定に基づき災害時に派遣を求められ必要と認められる場合には、甲に対して支援を求めることができる。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、四師会で協議して定める。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1箇月前までに、甲、乙、丙及び丁から何らかの申し出がないときは、有効期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するために、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自
その1通を保管する。

平成27年3月26日

甲 岐阜市薮田南三丁目5番11号
一般社団法人岐阜県医師会
会長 小林 博

乙 岐阜市加納城南通り1丁目18番地
公益社団法人岐阜県歯科医師会
会長 阿部 義和

丙 岐阜市九重町4丁目5番地
一般社団法人岐阜県薬剤師会
会長 山崎 太

丁 岐阜市薮田南5丁目14番53号
公益社団法人岐阜県看護協会
会長 石山 光枝